

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

2018年12月26日

経理責任者
独立行政法人地域医療機能推進機構
埼玉メディカルセンター
院長 吉田 武史

1 競争に付する事項

(1) 調達件名及び数量 電気需給契約一式

① 埼玉メディカルセンターで使用する電気の調達

予定契約電力 : 1,310 kW (2018年11月時点)

予定使用電力量 : 6,079,004 kWh

② 埼玉メディカルセンター附属介護老人保健施設で使用する電気の調達

予定契約電力 : 301 kW (2018年11月時点)

予定使用電力量 : 979,856 kWh

③ 埼玉メディカルセンター職員宿舎(みずき寮)で使用する電気の調達

予定契約電力 : 8 kW (2018年11月時点)

予定使用電力量 : 15,360 kWh

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による

(3) 履行期間

2019年6月1日から2020年5月31日(1年間)

(4) 需要場所

① 埼玉県さいたま市浦和区北浦和4-9-3

独立行政法人地域医療機能推進機構埼玉メディカルセンター

② 埼玉県さいたま市浦和区北浦和5-2-7

独立行政法人地域医療機能推進機構埼玉メディカルセンター附属介護老人保健施設

③ 埼玉県さいたま市浦和区北浦和5-2-22

独立行政法人地域医療機能推進機構埼玉メディカルセンター職員宿舎(みずき寮)

(5) 入札方法

入札書に記載する金額は、各社において設定する契約電力に対する単価（月額基本料金単価）及び使用電力量に対する単価（電力量料金単価）を根拠とし、あらかじめ当院が別途提示する月毎の予定契約電力及び予定使用電力量に基づき算出した各月の対価の使用期間に対する年間総価を入札金額とすること。

なお、第一交渉権者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の8%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって評価するので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を記載した入札書を提出すること。

※ 入札書に記載する金額の算定にあたっては、発電費用等に係る燃料価格変動の調整額及び太陽光発電促進付加金並びに電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこととする。

2 競争に参加する者の必要資格に関する事項

- (1) 独立行政法人地域医療機能推進機構契約事務取扱細則（以下「契約事務細則」という。）第5条及び第6条の規定に該当しないものであること。
- (2) 平成29年度以降、厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において「物品の販売」のうちA、B又はC、Dの等級に格付けされ、関東甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- (3) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載したもの、又は過去3年間において虚偽の事実を記載したものを提出したことがある者、あるいは経営状況又は信用度が極度に悪化したもの等については、競争に参加させないことがある。
- (4) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近2年間（⑤及び⑥については2保険年度）の保険料について滞納がないこと。
 - ① 厚生年金保険
 - ② 健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）
 - ③ 船員保険
 - ④ 国民年金
 - ⑤ 労働者災害補償保険
 - ⑥ 雇用保険

(注) 各保険料のうち⑤及び⑥については、当該年度における年度更新手続を完了すべき日が未到来の場合にあつては前年度及び前々年度、年度更新手続を完了すべき日以降の場合にあつては当該年度及び前年度の保険料について滞納がない（分納が認められているものについては納付期限が到来しているものに限る。）こと。
- (5) 電気事業法第3条第1項の規定に基づき一般電気事業者としての許可を得ている者又は同法第16条の2第1項の規定に基づき特定規模電気事業者としての届出を行っている者であること。ただし、2019年6月1日（契約締結予定日）に電気事業法第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (6) 経理責任者が定める入札参加資格者として、二酸化炭素排出原単位、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入、グリーン電力証書の譲渡及び需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組に関し、別紙3に掲げる入札適合条件を満たすこと。
- (7) 過去3年間において、日本国内に当センター同等規模の電力供給実績、あるいはそれに準ずると経理責任者が認める実績を有する者。
- (8) 本公告に示した物品及び数量を確実に納入し得ること。
- (9) 調達物品に係る迅速なアフターサービス及びメンテナンスの体制が整備されていること。病院業務の特質性から計器交換などの際に停電を伴わない作業を行うこと。ただし、やむおえず停電を伴う交換が必要な際は、病院側と十分な協議の上、行うこと。）
- (10) 旧運営委託法人と関連のある法人でないこと。
- (11) 独立行政法人地域医療機能推進機構反社会的勢力への対応に関する規定第2条の各号に該当しないものであること。

3 契約条項を示す場所

〒330-0074 埼玉県さいたま市浦和区北浦和4丁目9番地3号
独立行政法人地域医療機能推進機構埼玉メディカルセンター 3階 経理課契約係
電話 048-832-4951 FAX 048-822-3602

4 競争入札執行の場所及び日時

(1) 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

上記3に同じ。

質疑 2019年2月12日(火) 12:00までに、電子メールにて提出。

電話・口頭での質問は一切受け付けません。

質疑の回答は、2019年2月13日(水)までに電子メールにて回答します。

質疑用メールアドレス: k-yaku@saitama.jcho.go.jp

(2) 競争参加資格提出期限

2019年2月14日(木) 12時00分 (郵送する場合には期限までに必着のこと)

(3) 入札執行日時及び場所

2019年2月20日(水) 11時00分 大会議室3

5 その他必要な事項

(1) 入札保証金及び契約保証金 「免除」

(2) 入札及び契約手続に使用する言語及び通貨 「日本語及び日本国通貨」

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争に参加を希望する者は、上記2の競争参加資格に関する証明書等及び仕様書において定めるものを添付して競争参加資格提出期限内に提出しなければならない。
入札者は開札日の前日までの間において、経理責任者から上記証明となるもの等について説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

(5) 契約書作成の要否 「要」

(6) 契約の相手方の決定方法

契約事務細則第34条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った入札者を交渉権者とする。その者が複数の場合は、入札した価格に基づく交渉順位を付するものとし、最低価格で入札した者を第一交渉権者とする。第一交渉権者決定後は、その者と直ちに交渉をし、契約価格を決定する。ただし、交渉が不調となり、又は交渉開始から10日以内に契約締結に至らなかった場合は、経理責任者は交渉順位に従い、他の交渉権者と交渉を行うことができる。

(7) 提出された応募書類は返却しない。また、入札に参加しなかった場合は、配布した書類一式を速やかに当院に返却すること。

(8) 詳細は入札説明書による。